

令和元年 7月 定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和元年7月19日 開会

令和元年7月19日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和元年 7月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
7月19日(金)	
○開会	6
○開議	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○報告第2号の上程、説明	8
○議案第15号～議案第17号の上程、説明	8
○一般質問	11
11番 菅野博子議員	11
5番 新井孝雄議員	15
1番 市ノ川徳宏議員	22
14番 日高英城議員	24
15番 諏訪善一良議員	30
○議案第15号の質疑、討論、採決	42
○議案第16号の質疑、討論、採決	45
○議案第17号の質疑、討論、採決	45
○管理者のあいさつ	46
○閉会	47
署名議員	49
参考資料	
議決結果一覧表	51

☆

埼玉県央広域事務組合告示第4号

令和元年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年7月12日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 令和元年7月19日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員 15名

1番	市ノ川 徳 宏 議員	2番	諏 訪 三津枝 議員
3番	坂 本 広 広 議員	4番	岡 野 千枝子 議員
5番	新 井 孝 雄 議員	6番	村 田 裕 子 議員
7番	岡 村 有 正 議員	8番	潮 田 幸 子 議員
9番	金 澤 孝太郎 議員	10番	秋 谷 修 議員
11番	菅 野 博 子 議員	12番	市 川 幸 三 議員
13番	渡 邇 光 子 議員	14番	日 高 英 城 議員
15番	諏 訪 善一良 議員		

○不応招議員 なし

令和元年 7月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和元年 7月 19 日 (金曜日)

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 専決処分の報告
- 6 議案第 15 号から議案第 17 号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第 15 号の質疑、討論、採決
- 9 議案第 16 号の質疑、討論、採決
- 10 議案第 17 号の質疑、討論、採決
- 11 管理者のあいさつ
- 12 閉 会

○出席議員 15名

1番	市ノ川 徳 宏	議員	2番	諏 訪 三津枝	議員
3番	坂 本 国 広	議員	4番	岡 野 千枝子	議員
5番	新 井 孝 雄	議員	6番	村 田 裕 子	議員
7番	岡 村 有 正	議員	8番	潮 田 幸 子	議員
9番	金 澤 孝太郎	議員	10番	秋 谷 修	議員
11番	菅 野 博 子	議員	12番	市 川 幸 三	議員
13番	渡 邊 光 子	議員	14番	日 高 英 城	議員
15番	諏 訪 善一良	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	田 口 義 久
参 事 兼 事 務 局 長	春 山 一 雄
消 防 長	野 本 照 夫
本 部 次 長	新 井 正
副 参 事 兼 長	長 島 史 哲
副 警 防 參 事 兼 長	黒 沼 浩 二
副 参 事 兼 消 防 総 務 課 長	黒 沢 高 志
鴻 巢 消 防 署 長	佐 藤 浩 一
桶 川 消 防 署 長	甘 楽 明
北 本 消 防 署 長	高 野 實
救 急 課 長	岡 田 正 夫
指 令 課 長	小 林 正 士
副 參 事 兼 総 務 課 長	田 中 啓 文

○本会議に出席した事務局職員

書 記 島 田 英 樹 書 記 新 井 健 司
書 記 千 葉 昌 子 書 記 蓪 佑 樹

(開会 午前 9時03分)

◎ 開 会 の 宣 告

金澤孝太郎議長 ただいまから令和元年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

金澤孝太郎議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

金澤孝太郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

1番、市ノ川徳宏議員、13番、渡邊光子議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

金澤孝太郎議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、7月19日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

金澤孝太郎議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は7月19日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

金澤孝太郎議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

金澤孝太郎議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年度3月分、平成30年度及び令和元年度の4月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、去る7月1日、2日に実施いたしました行政研修視察概要を配布させていただきました。令和元年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察の報告書は、本定例会までに準備ができませんでしたので、次回の議会時に応接室にてごらんいただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告いたさせます。

島田書記。

[書記朗読]

金澤孝太郎議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

金澤孝太郎議長 日程第4、行政報告を行います。

春山参事兼事務局長から行政報告を求めます。

春山参事兼事務局長。

[春山一雄参事兼事務局長登壇]

春山一雄参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和元年第1回議会臨時会以降の組合業務の主な執行状況につきましてご報告を申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、消防救助技術指導会につきましてご報告申し上げます。6月8日に開催されました第46回埼玉県消防救助技術指導会において、障害突破の種目に出場した桶川消防署と北本消防署の隊員の合同チームが第4位となりました。その後、7月5日に長野市で開催されました第48回消防救助技術関東地区指導会に出場いたしましたが、惜しくも全国大会の出場には至らなかったことをご報告いたします。なお、埼玉県大会に出場した女性隊員1名を含むチームは、ほふく救出の種目において、20チーム中6位でございました。

次に、12誘導心電図伝送装置の導入についてご報告申し上げます。12誘導心電図伝送装置は、心臓の病気が疑われる傷病者の救急搬送において、救急隊が病院到着前に現場で心電図を上尾中央総合病院の循環器医師に伝送し、より早急に治療を開始することを目的としています。本装置の使用に関して、上尾中央総合病院と協定を7月16日に締結し、運用を開始しました。なお、装置の導入は、鴻巣消防署、桶川消防署、北本消防署の救急車に各1台ずつで、費用に関しましては無償となります。

次に、県央みずほ斎場に関してでございますが、県央みずほ斎場の本年4月1日から6月30日ま

での3ヵ月間の利用状況につきましてご報告申し上げます。火葬件数は、合計588件でございまして、前年度と比較して46件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は、約7.7件でございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて142件で、前年度と比較して1件の減少となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第2号の上程、説明

金澤孝太郎議長 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について説明を求めます。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 おはようございます。本日ここに、令和元年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第2号につきましてご説明申し上げます。

この報告につきましては、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

本件は、平成31年4月15日午前9時40分ごろ、鴻巣市箕田1638番地1、埼玉県央広域消防本部の駐車場において、三連はしごの点検を実施したところ、強風により当該三連はしごが転倒し、駐車していた普通乗用車のボンネット及び右側前部フェンダーを破損させたものであります。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額16万2,443円を賠償することになり、本年6月18日に専決処分を行ったものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分の報告でございます。

金澤孝太郎議長 以上が専決処分の報告でございます。ご了承願います。

◎ 議案第15号～議案第17号の上程、説明

金澤孝太郎議長 日程第6、議案第15号から議案第17号までの3件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 今回ご提案申し上げました議案は3件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第15号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、令和元年10月1日に予定されている消費税率引き上げに伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、改正を行うものでございます。

次に、議案第16号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）でございます。

今回、整備をいたします水槽付消防ポンプ自動車は、桶川消防署に配備しようとするもので、このたび購入する準備が整いましたので、購入金額5,214万円で日本機械工業株式会社本社営業部と契約の締結をしようとするものでございます。

次に、議案第17号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、令和元年度における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,227万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、議案第16号の桶川消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車及び北本消防署に配備する高規格救急自動車の事業費の確定や国庫補助金の決定、消防車両整備事業債の変更による歳入歳出調整を行い、不用見込額471万3,000円を財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

金澤孝太郎議長 次に、議案第15号から議案第17号の細部説明を求めます。

春山参事兼事務局長。

[春山一雄参事兼事務局長登壇]

春山一雄参事兼事務局長 それでは、議案第15号から議案第17号までの3議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第15号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う政令の改正を受け、危険物施設の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額の一部を令和元年10月1日から引き上げる改正を行うものでございます。

次に、議案第16号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-B型））につきましてご説明申し上げます。今回、桶川消防署に整備する水槽付消防ポンプ自動車は、現在同署に配備している水槽付消防ポンプ自動車が平成18年3月の初年度登録から14年を経過することから、第5次消防力等整備計画に基づき更新するもので、平成31年4月19日に国庫補助金の交付決定を受けている車両でございます。

議案第16号の資料として、入札結果表と水槽付消防ポンプ自動車の諸元表及びイメージ写真を資料として添付させていただいております。資料の2ページ及び3ページをご参照願います。こちらが、今回更新整備する水槽付消防ポンプ自動車の諸元、主な取りつけ品及び積載品などとなります。最初に、2、取りつけ品及び取りつけ装置でございますが、2,000リットル以上の水を積載できる水槽、ポンプ操作に必要な計器類や各種電子装置等の機能集中操作スイッチなどを取りつけるものでございます。

次に、3、積載品及び附属品でございますが、これは消防活動に最低限必要なもので、吸管、照明器具、スタンドパイプ、ホース延長用資機材などでございます。

次に、4、こちらは補助金の対象外となる積載品でございますが、それぞれ使用用途は異なりますが、チェーンソー、エンジンカッター、手動式油圧コンビツール、折り畳み式はしご、消防用ホースなど消防活動に必要なものでございます。

続きまして、議案第17号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。第2表、地方債補正の消防車両整備事業につきましては、当初桶川消防署に配備の水槽付消防ポンプ自動車の限度額4,150万円、北本消防署に配備の高規格救急自動車の限度額2,480万円、合計6,630万円を設定させていただきましたが、それぞれ事業費等が確定したことによりまして、水槽付消防ポンプ自動車の限度額を1,240万円減額、高規格救急自動車の限度額を1,380万円減額、合計2,620万円を減額して4,010万円に変更するものでございます。

次に、10、11ページをお開き願います。歳入でございますが、3款国庫支出金、1項1目1節消防費国庫補助金は、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の国庫補助金の決定により2,758万9,000円を追加するものでございます。

次に、10款組合債、1項1目1節消防債は、先ほどご説明いたしました消防車両整備事業債の変更により2,620万円を減額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。2款総務費、1項1目25節積立金につきましては、事業費の確定による歳入歳出の調整を行い、不用見込み額471万3,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、3款消防費、1項2目18節備品購入費につきましては、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の事業費の確定により332万4,000円を減額するものでございます。

以上で議案第15号から第17号までの細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

金澤孝太郎議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時21分)

◇
(開議 午前10時09分)

金澤孝太郎議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開いたします。

◎ 一般質問

金澤孝太郎議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、11番、菅野博子議員の質問を許可いたします。

菅野博子議員。

11番 菅野博子議員 ちょっと待って、原稿が、2枚目の文書がない。ちょっと待ってください。

[「休憩」と言う人あり]

11番 菅野博子議員 2枚目の文書がない。

[「家に置いてきちゃったんでしょう」と言う人あり]

11番 菅野博子議員 いやいや、持っていたのだけれども、ちょっとお待ちください。

金澤孝太郎議長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時10分)

◇
(開議 午前10時11分)

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅野博子議員。

[11番 菅野博子議員登壇]

11番 菅野博子議員 一般質問を行います。

件名1、蘇生拒否の事案への救急隊の対応について。

要旨1、蘇生処置中止容認の動きに伴う今後の対応についてお聞きをします。6月25日の一般紙1面に、「蘇生中止容認広がる。52消防本部の25%処置望まぬ場合」の記事が載りました。1つは、本人が蘇生を望まず、事前に主治医と意思を確認していても、家族等が119番通報することがある。動転したり、夜間で医師と連絡がとれなかったりするためである。また、一方総務省は、消防庁の基準は、命に危険があれば応急処置を行うと規定し、消防法は蘇生中止を想定していない。

そして、2つ目は、日本臨床救急医師会は、かかりつけ医の指示があれば蘇生中止のできる手順を示しています。そして、総務省消防庁も昨年から法律家を交えた検討会で議論が始まっています。全728本部のうち、一定の条件で蘇生中止を容認しているわけです。本組合の場合は、さいたま市と同様の手順書で行うということになっておりますが、今後の市民の声との乖離についての対応をお聞きをします。

件名2ですけれども、行政視察について。

要旨1、今後の議会議員行政研修視察のあり方について。これは、毎年視察に行っておりますが、昨年度は100万以上のお金をかけて行っているわけです。今はインターネットや、大変情報が大量に簡単にとれる状況の中で、確かに一見することが大きな成果につながる等もありますけれども、できることなら経費節減の意味から、例えば2年に1回とか、そして場合によっては資料によってさまざまな方向から検討するということで視察にかえると、そういう学習も含めたあり方に変えることができないか、これを含めてお聞きをします。

以上が質問です。答弁いかんによりましては、自席より再質問をさせていただきます。

金澤孝太郎議長 順次答弁を求めます。

岡田救急課長。

[岡田正夫救急課長登壇]

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

蘇生処置については、当消防本部、さいたま市消防局、上尾市消防本部及び伊奈町消防本部並びに関係医療機関で構成する埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会により定められた救急活動の基本となるプロトコールにより活動しているところでございます。プロトコールの内容といたしましては、119番通報があった時点で救急要請者に救命の意思があるものと判断し、救命を第一とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を行い、速やかに適応医療機関に搬送することを原則としていることから、蘇生中止ができないものとなっております。

救急現場において、家族等の関係者から蘇生拒否があった場合の対応についてですが、本人の蘇生拒否の意思についての申告があり、その場にいる家族等から蘇生の希望がない場合であっても、蘇生処置の必要性を家族等にしっかりと説明し、傷病者本人の救命を第一に最善を尽くして活動しているところでございます。今後の対応につきましては、蘇生拒否に関し、国の統一的な基準が示され、埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会において、救急活動の基本となるプロトコールが改正された場合には、適正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

[田中啓文副参事兼総務課長登壇]

田中啓文副参事兼総務課長 件名2、要旨1についてお答えいたします。

議会議員行政研修視察につきましては、消防行政、斎場行政及び防災関係などから、毎回目的やテーマを定め、広く議員の皆様から意見をいただいた上で、視察内容及び視察市の候補を選定し、議会運営委員会でご検討をいただき、組合議会にて議決しているものでございます。このことから、議会議員行政研修視察のあり方や実施方法などについての答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 菅野博子議員。

11番 菅野博子議員 1番の蘇生拒否についての再質問を行います。

東京消防庁では、終末期に当たって延命を望まないという意向をかかりつけ医と共有していた人に限り、蘇生を中止すると決めたということになっているわけです。本人が蘇生をしないでと言っていても、例えば医者に聞くとかいっても、夜とか日曜日とか休日のときなどにそういう事態が起ったときに、家族としてはやはり動転して消防署に連絡をしたり、そういうこともあるわけですけれども、今の答弁では国から方針が示されない限り、呼ばれたのだから必ず蘇生をするのだという答弁ですけれども、東大特任教授の会田薰子さんという方が言っているわけですけれども、終末期点滴をするわけですけれども、医者は患者にとって、その調査で本当に終末期になって点滴をするのが必要なのかということに対して、医学的に必要というのは4割で、あとは家族の心理的負担を減らすために7割で、次は医療スタッフの心理的負担を軽減するのが6割というお答えであったと。さらに、医療費も終末期医療に左右するというのも言われているのです。最初は胃ろうがふえて、診療報酬が50%引き上げられたそうで、このことで診療報酬が高いということで中心静脈栄養法がふえたというのです。病院経営を考えれば、延命の終了に、収入減につながってやめにくいのが現状ですけれども、本当にお金になる方策なのでやったと。そういうことも医療の場としてはあるわけです。

ですから、そもそも人は死ぬ前には、鎮痛、鎮静作用で脳内物質がふえて、水分や栄養分を補給せずにみとるのが最も苦痛のない死に方だと言われているわけです。これらをいわゆる住民の声だからということですが、何らかの方法で変えていくということができないのかと思うわけです。この先生のアンケートでは、口から水が飲めなくなった場合、点滴は望まないというのが40%、胃ろうについては、特に76.8%がもう望まないと言っている。そして、人工呼吸器についても73.7%が望まないと言っている現状に鑑みて、本消防庁が何らかの方針転換ができるのかお聞きをします。

金澤孝太郎議長 菅野議員、一括質問で、2番目いいですね。

11番 菅野博子議員 2番目。済みません、2番目がなくて。

行政視察についてですけれども、ことしは幾らかかったのかわかりませんけれども、昨年は107万530円かかっているのです。もっとも新幹線とバスで行って、日当も入れるということですけれども、視察による確かに事業への成果というのは出ていると思いますけれども、せめて38億程度の予算な

わけですから、全て行かなければだめなのか。2年に1回、それか交代で行くとか、そういう形にして成果が得られるのではないかと。費用削減と、それから学習能力を高めて、いわゆる事業を軽減させるのではなくて発展させていく立場で、ぜひ検討が必要ではないかと思います。

言わせていただきますと、議員の自分の地方自治体で会派の視察、それから個人での視察、常任委員会の視察、まして議運に入つていれば議運の視察と、年3回も4回も視察づけというのが議員の実態でもあると思いますので、それが全てでは費用に見合った地方自治への行政のさらなる前進につながっているかと。そこら辺も検討する課題であると思いますので、見直しについて議運などで諮り、議員の声を聞いて事業に反映するという点についてどうお考えかお聞きします。

金澤孝太郎議長 菅野博子議員の再質問に対して答弁を求めます。

岡田救急課長。

岡田正夫救急課長 蘇生拒否について、何らかの方法ができないかということですが、ちょっと繰り返しになってしまいますが、救急活動に関しまして消防本部独自で行うことができないものであることから、先ほども申し上げましたが、蘇生拒否に関し国の統一的な基準が示された後に、埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会において救急活動の基本となるプロトコールが改正された場合には、適正に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

田中啓文副参事兼総務課長 行政研修視察等を隔年で実施することはできないかというようなご質問でございますが、行政研修視察については議員の皆様の研修視察でございますので、議会運営委員会で協議の上、決定していただきたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 菅野博子議員。

11番 菅野博子議員 救急車が行って、あちらからもう要するにかわいそうで見ていいられないと。例えばもう痩せて、圧迫する、こうやると、それこそ骨まで折れそうだと。そういうときは、やつたふりしてやめたなんていうのも、よく文章に載っていますけれども、行った先からやめてほしいと言われたことで困ったことはないかお聞きをします。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

岡田救急課長。

岡田正夫救急課長 救急現場において困ったことはないかというご質問ですが、先ほども述べましたが、家族、また周りにいる関係者等にしっかりと救命処置の必要性を説明しまして、救急現場ではそのような対応をしております。救命処置を実施して、できれば医療機関に搬送することを原則として活動しておりますので、今申し上げましたように傷病者関係者に救命処置の必要性をしっかりと説明し、救急活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 以上で11番、菅野博子議員の質問を終結いたします。

続いて、5番、新井孝雄議員の質問を許可いたします。

新井孝雄議員。

[5番 新井孝雄議員登壇]

5番 新井孝雄議員 議席番号5番、新井孝雄でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さて、先月6月に発行されました広報紙「県央だより」が全面カラー化されました。従来白黒タイプからすると、統計資料ですとか説明文、案内文、色分けしてありますと、すごく見やすくなりました。わかりやすくなりました。例えば、今回は埼玉SMARTの合同訓練、水難訓練、放水訓練、そういうといった様子からは、市民にとれば、いざ災害時への機動力など、物すごく頼もしさ、そういうものを感じられたのかなというふうに思います。従来の白黒タイプのものからすると、次のページは何が書いてあるのだろうという、少し私はわくわくしながらちょっと読ませていただきました。こうした取り組みに感謝を申し上げたいと思っております。これらの契機を一環として、今後も市民の皆さんに消防に対する安心感、安定感、そして信頼感などを感じてもらえるように、積極的な諸活動に取り組んでいただけるものと確信をしております。そうした中では、やはり安定した消防力等の整備も重要であり、その取り組みが求められていることはご案内のとおりかと思います。そこで、今回改めて質問をさせていただこうと思っております。

まず、件名1、消防力等整備計画の基本的な考え方についての要旨1、第5次消防力等整備計画、これは平成29年度からの5カ年計画でございますけれども、令和元年度はその計画の中間年となっております。そこで、中間年としての計画の評価についてどうしているのか。また、この整備計画の実施計画のローリング内容について、概略で結構ですので説明をお願いしたいと思います。

次に、要旨2といたしまして、消防庁舎のリース借り上げ等民間力の活用についての調査検討の進展について、どのようになっていますでしょうか。この課題については、1年前、昨年7月の議会でリース方式導入の考え方を質問した際、消防総務課長から、メリットや消防施設としてのリースの是非、他の実績等を調査研究していく上で、資金調達等を検討していきたいというようなご答弁がされましたけれども、この1年の進捗状況についてお伺いします。

次に、要旨3、消防力等整備計画での箇所づけの際の優先項目、緊急度等その要素の考え方についてお伺いをいたします。こうした整備計画の箇所づけを考えるとき、当然5年というやや中長期的な計画であることから、財政環境に関する部分の考慮は必要だと思いますけれども、それ以外にどういう優先課題、優先する配慮の内容があるのか、考え方をお伺いいたします。

次に、要旨4、最近の気象状況の変化に伴う浸水被害の状況で、現の消防力計画への影響について、考え方はどのようなものがあるのでしょうか。とりわけ西分署の整備について、総務省消防庁

が定めました消防力の整備指針について、平成26年10月に改正をされました。その中では、消防本部及び署所、庁舎は、地震災害及び風水害において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に發揮するために十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐え得るよう整備する旨が明記をされております。そこで、その辺の考え方についてお伺いをいたします。

続きまして、件名2、119番救急要請に関する対応についての要旨1、埼玉県AⅠ救急相談が今月から運用予定でございます。埼玉県のホームページや市の広報によれば、本日19日から開始予定とありますけれども、この運用による119番の救急受け付けサイドとしての取り組み、効果、概略についてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

新井次長。

[新井 正本部次長登壇]

新井 正本部次長 件名1、要旨1、2について順次お答えいたします。

第5次消防力等整備計画の中間年としての評価についてですが、第5次消防力等整備計画に基づき、老朽化した庁舎の改修や消防車両の更新を実施しております。これまでに実施した事業は、平成29年度において北本消防署トイレ改修工事、平成30年度において吹上分署屋上防水工事などを整備しており、消防車両の更新についても、おおむね計画どおりに進んでおります。

また、消防力等整備計画と実施計画のローリング内容の関係についてですが、消防力等整備計画は5年先までの庁舎、設備、車両などをどのように整備、更新していくかを示す長期的な計画であり、一方実施計画は消防力等整備計画をもとに社会状況の変化に柔軟に対応できるよう毎年ローリングを行い、100万以上の事業を対象にした3カ年分の計画であります。なお、実施計画のローリングで第5次消防力等整備計画の事業については、現在のところ庁舎は計画どおりに行い、また消防車両については消防ポンプの機器やエンジンの不調等の理由で一部更新対象車両の入れかえを行い、事業を実施しております。

続きまして、件名1、要旨2についてお答えいたします。消防庁舎をリース借り上げで建設している事例につきまして、リース会社や他の消防本部の状況を調べましたところ、消防庁舎は特殊であるため、リース会社での取り扱いがほとんどない状況であります。また、リース方式によるメリットとしましては、短期間で事業が着手できることや、民間事業者の創意工夫が得られやすいことなどがございますが、デメリットとしましては地方債の活用ができないことや、消防庁舎に関しては民間事業者の実績が乏しいことなどが考えられます。今後、消防庁舎の建てかえや大規模修繕を計画する際には、民間資金活用方式と従前的方式の比較は当然必要となりますので、引き続き他の消防本部の実績などについて調査研究し、組合市と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 野本消防長。

[野本照夫消防長登壇]

野本照夫消防長 それでは、私より件名1、要旨3、要旨4についてお答えをいたします。

まず、要旨3についてでございますが、庁舎改修計画を策定する際に、各庁舎の状況を調査し、把握した上で、緊急度や優先順位を決めております。さらに、地球温暖化に伴う温室効果ガスの削減や、女性活躍推進に伴う女性宿泊施設の確保などの社会情勢の変化を要素に加え、計画しているところでございます。また、庁舎機能維持のための大規模改修等は、経過年数や老朽化の進んでいる庁舎を優先しますが、職場環境整備のためのトイレ改修工事などは生活環境に影響を与えるため、最優先で行います。なお、庁舎整備には財源措置が必要になりますので、財源をどう確保するか、地方債や消防施設整備基金の積み立て状況、組合市への負担金の影響等を考慮に入れ、計画をしているところでございます。

続きまして、要旨4についてお答えいたします。浸水被害の状況での現消防力計画への影響についてですが、第5次消防力等整備計画では当初のとおり進行しており、今のところ昨今の気象状況等の変化に伴い、現計画を変えるというような検討は行っておりません。なお、桶川西分署については、大雨等により出動に支障を来す場合がございますので、消防力の整備指針第23条第3項に定める代替施設として桶川市のサンアリーナを位置づけ、消防救急業務に支障のないような体制を構築しております。現在、桶川市と担当者間において、桶川市域の消防力について協議中でございますので、第5次消防力等整備計画につきましては、このまま計画どおりに進めたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 小林指令課長。

[小林正士指令課長登壇]

小林正士指令課長 件名2、要旨1についてお答えします。

埼玉県A.I.救急相談は、救急車を要請するか、あるいは医療機関に行くかなどの判断に迷った場合に利用するツールの一つでございます。埼玉県では、これまでの24時間体制で看護師が電話で相談に応じる救急電話相談# 7119に加え、いつでも気軽に相談ができること、同時に多くの相談に対応することを目的に、これまで以上に多くの県民の不安解消や医療機関への適正受診を推進するために導入するものです。具体的には、令和元年7月19日、本日午後3時から運用開始予定で、スマートフォンやパソコンからチャット形式によりフリー入力で相談した内容をもとに、可能性のある症状を利用者に案内し、利用者が選択した症状について、「今すぐ救急車を呼びましょう」や、「現時点では医療機関に行く必要はないでしょう」といった緊急度の判定を行うものでございます。また、スマートフォンを利用していれば、チャット画面から埼玉県救急電話相談# 7119や119番への電話につながることができます。

当消防本部といたしましては、埼玉県A I 救急相談のP Rは、これまで行ってきた# 7119と同様に、応急手当講習会や自主防災訓練など消防イベントを開催する際に市民の皆様に案内するとともに、当組合が発行する「県央だより」や組合ホームページへ掲載することにより、周知を行ってまいりたいと考えております。また、この埼玉県A I 救急相談の運用開始による効果として、救急車の適正利用に期待をするものでございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 新井孝雄議員。

5番 新井孝雄議員 それぞれ答弁ありがとうございました。今の答弁は、概略としては理解をできますけれども、もう少し考え方、状況について少しお伺いをしたいと思いますので、再質問させていただきます。

まず、件名1の消防力等整備計画の基本的な考え方の要旨1、第5次消防力等整備計画に関してですけれども、私のほぼほほ少ない知識の中では、毎年3カ年の実施計画、ローリングをするというところでしたけれども、5年間の基本計画の進行管理、評価だと思いますが、答弁にもあった計画期間での社会状況等急激な変化に対応すべくローリングを実施しているというふうに理解をしております。そうだといたしますと、事業の年次計画、計画年次の前倒し、それから先送り、そういうものを検討されるべきものも出てくるのではないかというふうに考えます。5年間の計画は一応ございますけれども、例えばローリングで中止をするもの、新たに緊急的に加わるもの、そういうものがあると思いますけれども、そういうものについての考え方について、概略で結構ですので、お答えをお願いいたします。

それから、先ほど答弁の中で、実施計画で毎年ローリングを行う中で社会状況に対応することができるようという、変化への対応というところを示唆しておりますけれども、それでは例えば社会環境の急激な変化、5年間の計画ですので、つくった時点と5年先は状況違いますが、例えば例として、先ほど申し上げた気象変動による災害の対応、例えばIT関連のAI化の進展がかなり進んでおります。それから、人口減少、インフラの老朽化、例えば都市のスponジ化みたいな、そういうような状況が少しずつ出ている中で、例えば第6次の計画については、まだ今5次が中間年ですので、7年先の計画が到達点となる、次期の計画の策定が今後行われると思いますけれども、そういう中で、例えば外部知見を活用する体制にするとか、調査研究の準備、財政負担、構成市との関係、といったものについて、今後第6次の計画をやるに当たって、どのようなスキームなり考え方で進めていくのでしょうか。

次に、要旨4の桶川西分署整備での消防力整備指針との関係についてでございます。先ほど私申し上げた総務省の消防力の整備指針、これは5年前の改正動機、背景については、総務省も文書で書いてあるとおりでございますが、東日本大震災で揺れや浸水で庁舎に被害が発生し、消防機能維持が困難になった。そういうことを踏まえて、消防の応急機能を確保する必要があるから対策を

とってくださいねという内容だと思います。こうした問題は、何も西分署に限ったことではなく、庁舎の中で水害のおそれがある施設の共通の課題だろうというふうに思います。先ほど答弁では、昨今気象状況の変化で現計画は変える検討はしていないと。ただ、西分署は大雨で出動に支障を来す場合があるので、指針に定めるようなサンアリーナ等代替施設として、あのスポーツ施設で位置づけて対応しておりますということではいいのですけれども、極めて危機感がちょっと薄いかなという印象を受けます。

今、国や桶川市の洪水ハザードマップによれば、西分署や周辺住宅地は5メートルから10メートルの浸水深と想定をされております。現在も水害のたびに、先ほど申し上げた代替施設への移動ということで、業務には万全を期しているというところでございましたけれども、地域の住民からは、そのたびにちょっと残念だねというような声も聞こえております。計画変更までとは言いませんけれども、やはりそういう急激な気象環境とか、あわせて消防庁の指針、それから地域の消防に対する信頼、安心感の醸成という観点からいたしますと、構成市、それから桶川市の強い協力も不可欠だと思いますけれども、早期解決に向けた積極的な検討、協議、調整を望みますけれども、改めて今後の対応についてお伺いをいたします。

続いて、件名2、119番要請に関する対応についての要旨1の埼玉県A.I救急相談の運用に関してです。1点目といたしまして、チャットでのフリー入力による相談での緊急性の判定を受けてという、そういう判断というのは理解できました。私もちょうどホームページを見ましたら、そういうような色分けで段階が出るようなシステムのようです。やってみようと思ったのですけれども、そういうときは終わってしまいましたので、ちょっとできていないのですけれども、ホームページでは相談傾向を分析するために、入力した年齢、地域、症状等もあるのかかもしれませんけれども、そういう情報を入力してもらうということが書いてあります。消防への119番通報時に、そうした入力情報が把握され、出場の参考情報となるシステムなのかどうかお伺いをいたします。

それから、2点目、チャットから#7119での看護師との会話の相談が可能であるというところがありますけれども、最初から不安であれば#7119の電話相談のほうが早いというようなちょっと気がします。そうした中で、新たにチャット方式を導入した背景について、もう少し何か課題ですかわかる範囲で、おわかりな部分がありましたら説明をお願いしたいと思います。

最後、3点目ですが、この埼玉県の、全国初というようなことも言われておりますけれども、チャット方式以外での、例えば消防サイドでアプリを利用した救急相談あるいは通報について、どのような運用がされているのかお伺いをして、2回目の質問を終わりにいたします。

金澤孝太郎議長 新井議員の再質問に対して答弁を求めます。

新井次長。

新井 正本部次長 件名1、要旨1の再質問にお答えします。

ローリングで中止するもの、新たに緊急的に加えるものがあると思うが、それについての考え方

はについてお答えいたします。消防力等整備計画に計画した事業については、基本、中止せず行うことになります。また、緊急で行う事業についてですが、トイレや浴室改修など、24時間勤務する職員への環境を整備することについては非常に重要であると考えることから、緊急的に実施しております。なお、今年度事業の鴻巣西分署のトイレ改修工事などは、実施計画で緊急的に事業化したものであります。

続きまして、社会環境変化がある中で、次期第6次消防力等整備計画策定への検討はどのようなスキームで進めるのかについてお答えいたします。第6次消防力等整備計画をどのようなスキームでということなのですけれども、現在のところ未定ですので、このところはどのようにやるかは決めておりません。今までは、消防本部内に検討委員会を立ち上げて、現在の消防計画の進捗状況を検証、評価した上で次期整備計画へ引き継ぎ、5カ年の整備計画を作成してきました。当然策定過程の中で、高齢化の進展、人口減少、インフラの老朽化、情報化の進展等の社会環境の変化を考慮に入れながら作成してきています。次期整備計画についても、どのようなスキームになるか未定ではありますが、社会環境の変化については当然考慮しなければならない事項と考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 野本消防長。

野本照夫消防長 件名1、要旨4の再質問についてお答えいたします。

積極的な協議検討を望むが、今後の対応についてでございますが、まず平成26年の消防力の整備指針が改正されまして、庁舎については耐震性を有し、浸水等に耐え得るよう整備するものとするという庁舎のあり方が示されました。しかし、庁舎の建てかえ移転はすぐにできることではございません。そのため、とりあえず消防力の整備指針第23条第3項で示された代替施設を確保して、業務には支障の出ないよう対応している状況でございます。

桶川西分署につきましては、大雨や台風時に車両をサンアリーナへ移動していることは事実ですので、桶川西分署のあり方について、桶川市と今後のスケジュールなども含め、協議を進めたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 小林指令課長。

小林正士指令課長 件名2、要旨1の再質問にお答えいたします。

最初に、チャットの情報が出動での参考情報になるかについてですが、埼玉県A.I.救急相談は受付番号があり、#7119へ移行したときに、この受付番号を担当者に告げると、入力した年齢、地域等が引き継がれます。しかし、119番通報時には引き継がれないということですので、参考情報にはならないと考えます。

次に、新たにチャット方式を導入した背景についてですが、チャットを導入することにより、新たなニーズを掘り起こし、より多くの方に利用していただくためと伺っております。この新たなニ

ーズとは、聴覚、音声、言語機能に障がいのある方、また若い世代は電話を使わないケースも多く、県はスマホで気軽に相談できるA Iの導入で、より多くの利用を促したい考えのことです。また、チャットにはつながりにくさの問題は生じないため、県民が待たずに必要なアドバイスを得られるなどという導入の背景があるようです。

続きまして、チャット方式以外のアプリの利用についてですが、平成29年5月25日から総務省消防庁で提供している全国版救急受信アプリ「Q助」があります。これは、急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応、「今すぐ救急車を呼びましょう」や、「引き続き注意して様子を見てください」などと表示され、その後の119番通報や医療機関の検索などの対応も行うことが可能となっており、当消防本部のホームページに案内サイトへのリンクがあります。

また、当消防本部では、聴覚障がい者及び音声言語障がい者向けに、インターネットを使用した通信による「Net 119緊急通報システム」を導入しています。事前に登録していただいた聴覚障がい者の方などが、スマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力により、簡単に119番通報を行えるシステムになります。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 新井孝雄議員。

5番 新井孝雄議員 ありがとうございました。

3回目、質問というよりも、先ほど県央の視察の件がちょっと先番議員さんでございました。私も昨年、遠野市の視察で、遠野市がすごく核となっていろんなところとの連携をして、一生懸命そういう対応に尽力していただいたという話、私感銘をすごく受けました。ことしは小千谷市に行って、震災館のところですかね、そういったところで副市長さんか助役さんだからちょっと忘れましたけれども、いろんな話を聞いたときに、やっぱり備えが重要だと。やっぱり日ごろから備えておかないと、いざというときに非常に困るというような、結果としての話がございました。そうしたところの話を聞いたときに、やっぱり視察へ行ってよかったです。こういうことを、こういう中でも少し状況として生かしていかなければなというところは思っております。

先ほど第6次の消防力整備計画、今後策定をすることは、まだスキームは未定だというところではございましたけれども、やはり総務省のほうでも2040の戦略というところで、非常に将来について危機感を持っているようでございます。また、検討に当たっては、外部の知見、第三者的なそういう知見の活用も必要なのだろうというふうに思います。そうしたことから、やはり計画を立てるときにはいろんな意見、広い意見をもらっていただけると大変ありがたいな、市民も消防に対するより一層の安心感を持てるのだろうというふうに思いますので、そういったところの配慮も含めて、今後検討していただくようお願いいたしまして、一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

金澤孝太郎議長 新井議員、答弁はよろしいですね。

5番 新井孝雄議員 はい。

金澤孝太郎議長 以上で5番、新井孝雄議員の質問を終結いたします。

続いて、1番、市ノ川徳宏議員の質問を許可いたします。

市ノ川徳宏議員。

[1番 市ノ川徳宏議員登壇]

1番 市ノ川徳宏議員 議席ナンバー1番、市ノ川徳宏です。

件名1、消防施設及び消防車両の整備。

要旨1、消防庁舎の整備について、老朽化した建物の整備はいつごろか。国内では、高度成長期以降に整備した公共施設の老朽化が進んでおり、今後20年間で建設後50年以上経過する施設割合が加速度的に高くなると見込まれております。公共施設の維持管理に対する地方公共団体の役割は大きい反面、予算等において課題も大きく、対応が出おくれにならないためにも、将来を見据えた財源の確保が不可欠になると思われます。一方で、老朽化への対応は急務ですが、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、持続可能な消防構造をつくり上げることが市民に対する責務と考えます。そこで、要旨1として、消防庁舎の整備について、老朽化した庁舎の整備はいつごろかを伺います。

続きまして、要旨2、消防車両等の整備について、消防自動車、救急車両等の耐用年数の近い車両の更新時期とその台数はですが、近年ゲリラ豪雨や竜巻や地震等、災害の様相が複雑で大規模化しております。そのような場面において、危機管理対応力の高い府内体制の構築は大変重要なことと考えます。消防署職員の日々の訓練による消防技術の向上、消防自動車の更新、高性能化等消防力の強化は市民に安心、安全を与えることにつながると思います。そこで、要旨2として、消防車両等の整備について、消防自動車、救急車等の耐用年数の近い車両の更新時期とその台数について伺います。

以上です。

金澤孝太郎議長 黒沢消防総務課長。

[黒沢高志副参事兼消防総務課長登壇]

黒沢高志副参事兼消防総務課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

当組合では、平成29年10月に長期的視点で長寿命化対策や計画的な改修など、組合の施設管理に対する基本的考え方を示した公共施設総合管理計画を策定いたしました。その計画では、築60年で建てかえ、その中間地である築30年で大規改修を行うことを庁舎整備の基本といたしました。

また、現在の計画である第5次消防力等整備計画では、老朽化が進んでいた北本消防署の大規模改修工事を本年度と来年度の2カ年で実施し、令和3年度には鴻巣天神分署の改築基本計画の策定を予定しているところでございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 黒沼副参事兼警防課長。

[黒沼浩二副参事兼警防課長登壇]

黒沼浩二副参事兼警防課長 件名1、要旨2についてお答えいたします。

消防車両等の整備につきましては、第5次消防力等整備計画により、更新基準及び車両更新計画を定めております。主な消防車両の更新基準の年数につきましては、水槽付消防ポンプ自動車及び支援車は15年、高規格救急自動車は10年としております。第5次消防力等整備計画の今後の計画期間において、当消防本部の主な消防車両の更新時期とその台数につきましては、令和2年度に桶川西分署の水槽付消防ポンプ自動車1台及び北本東分署の高規格救急自動車1台、令和3年度に吹上分署の水槽付消防ポンプ自動車1台、鴻巣天神分署の高規格救急自動車1台及び鴻巣消防署の支援車1台でございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 市ノ川徳宏議員。

1番 市ノ川徳宏議員 それでは、要旨1、要旨2について再質問をさせていただきます。

要旨1としては、消防庁舎が管内に9署あり、老朽化が進んでいると思われますが、庁舎整備に当たり、その財源をどのように考えているのか伺います。

要旨2の再質問として、消防車両等の整備については相当な費用がかかると思いますが、整備のほうはどのような工夫をしておりますか、伺います。

以上です。

金澤孝太郎議長 市ノ川議員の再質問に対しまして答弁を求めます。

黒沢消防総務課長。

黒沢高志副参事兼消防総務課長 それでは、要旨1の庁舎整備に当たり財源をどのように考えているかの再質問についてお答えいたします。

財源につきましては、基本的には組合市に負担をお願いするのが基本となります。しかしながら、庁舎整備の財源を全て組合市の負担金で賄うと、当該年度の負担金が非常に増額になり、組合市の財政運営に影響を及ぼすことになります。したがいまして、できるだけ組合市の負担金が増額しないよう考慮しつつ財源を確保しなければならないというふうに考えております。

庁舎の大規模改修や建てかえを行うための財源を確保するため、消防本部庁舎建設に伴う地方債の償還が終了するのに合わせ、平成29年度から毎年度公債費に充てていた財源の一部を消防施設整備基金への積み立てを始めたところです。今年度末の消防施設整備基金の予定残高なのですが、約1億6,900万円であります。引き続き継続的な積み立てを行い、老朽化の進んでいる庁舎の大規模改修や建てかえの際には地方債と消防施設整備基金を活用し、負担金の平準化を図りながら事業を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 黒沼警防課長。

黒沼浩二副参事兼警防課長 要旨2の消防車両等の整備についての工夫はどのようにという再質問についてお答えいたします。

車両更新などの購入においては、仕様を定める際は現場の要望をお聞きしまして、これを取り入れ、使いやすい車両となるようにしております。また、現在使用している資機材で引き続き利用可能なものにつきましては、継続して利用するよう努めているところでございます。

次に、消防車両に限らず、主要事業には財政的な部分を考慮する必要があると考えておりますので、予算化する際は複数の業者からの参考見積もり、過年度事業の実績や他消防本部の実績などを考慮し、適正に見積もるように努めているところでございます。財源といたしましては、国の補助金が使えるものは要望させていただいております。国の補助金が採択されなかった場合におきましては、後年度に交付税措置のある地方債を活用させていただいております。国の補助金も、後年度に交付税措置のある地方債も活用できない場合は、一般単独事業債という普通の地方債によりまして、組合市への負担金の均衡が図れるようにいたしているところでございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 以上で1番、市ノ川徳宏議員の質問を終結いたします。

続いて、14番、日高英城議員の質問を許可いたします。

日高英城議員。

[14番 日高英城議員登壇]

14番 日高英城議員 午前中に回ってきました。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。以前にもお伺いしていますが、再度また懲りずにお伺いするものです。よろしくお願ひいたします。

件名1、公営墓地と斎場業務についてお伺いをします。少しイントロが長くなりますが、おつき合いください。まずは、お墓の歴史ということで、古代ではお墓を個人として持てるのは王族や豪族だけで、彼らは大がかりな古墳をつくり、みずからの権力を誇示していました。一般庶民は、遺棄葬という形で特定の場所に捨てられるか、居住区から離れたところに穴を掘り、そこでまとめて葬られました。中世になると、一般庶民にも仏教が普及し、支配者階級のお墓も簡素化し、一部では火葬も行われるようになります。しかし、墓標をつくるのは支配者階級だけで、一般庶民は相変わらず遺体を特定の地域に集め、捨てるか、穴を掘って埋めるかということでした。近世になると、江戸幕府が定めた寺請制により、寺院と庶民の結びつきが強化され、それに伴い檀家となっている寺院の境内に遺体を埋葬するようになり、庶民でも墓石を建てるようになります。近代では、明治維新により寺請制が廃止され、都市部に大量の人口が流入することとなり、墓地が不足することとなります。公衆衛生上の観点から火葬が推奨され、また寺院内の墓地以外にも埋葬できる

靈園が急速に全国に広がりました。個人が墓を持つということは、こう考えると歴史的には意外とまだ浅いものです。現在では、社会の変化や、特に人と宗教の結びつきが希薄となっているため、従来型の埋葬の方法にとらわれない供養の仕方もふえ、考え方も多様化し、またこれからも変化し続けるのではないかなど考えております。

それと、身近な話題ですけれども、若くしてご主人に先立たれたお方が、お墓が見つからなくて困っているのよなんていう話もよく聞きます。同じマンションに住む、要はよそ者ですよね、の年配の方々からは、将来の墓の不安についてもよく話題になるところであります。税金を使って行政が墓なんておかしいよと、そういうものは受益者負担、自分で探しくださいというご意見もあることかとは思いますが、墓への考え方やスタイルが変化しつつある時代に、今この先、多死社会を迎えるに当たり、これから墓地等のあり方を10年先、20年先を見据え、ここ県央の未来のために、今のうちから検討を始めていただきたいなど、そのような思いで伺うものであります。

要旨1としまして、墓地経営・管理の指針について。平成12年に厚生省生活衛生局長より示された墓地経営・管理の指針等についての本組合でのお考えを再度お伺いいたします。

要旨2としまして、構成3市の墓地に関する条例での納骨堂の扱いについて伺います。北本市の北本市墓地等経営許可等に関する条例で、納骨堂の設置場所としては寺院や教会等の礼拝施設内、または火葬場の敷地内であることと規定されていまして、これは市が納骨堂を設置する場合でも当然適用されます。この条例により、当組合での事業化が望ましいと考えているところですが、鴻巣市、桶川市の条例の扱いと、本組合でのお考えについてお伺いいたします。

要旨3としまして、これも以前にお聞きしていますけれども、散骨（P. 25「粉骨」に発言訂正）の事業化について、いま一度お伺いをいたしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

金澤孝太郎議長 日高議員、さっきの要旨3、散骨ではなくて粉骨。

14番 日高英城議員 言い間違えました。済みません。訂正をさせていただきます。

要旨3、「粉骨」の事業化ですね。ということで、いま一度お伺いしたいと思います。ご指摘ありがとうございました。訂正させていただきます。では、よろしくお願ひします。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

田中副参事兼総務課長。

〔田中啓文副参事兼総務課長登壇〕

田中啓文副参事兼総務課長 件名1、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてですが、墓地経営・管理に関する指針につきましては、平成12年に当時の厚生省が墓地経営・管理の指針をまとめ、地方公共団体に技術的助言を行ったもので、この指針では墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人または公営法人等に限られることとなっております。公営墓地等の整備につきましては、平成

10年4月1日、県央みずほ斎場開設に当たっての管理運営の基本方針のとおり、墓地に関しては地方自治法上は市町村の事務であり、当組合としては行わないものと考えております。

次に、要旨2についてお答えいたします。構成3市では、平成18年度に墓地の経営に関する事務につきまして、県から権限移譲を受けて、墓地等の経営の許可等に関する条例を制定しております。この条例で、墓地等の設置場所の基準も定められ、納骨堂については、鴻巣市の条例では敷地内に緑地等の設置や駐車場の確保等が定められ、桶川市、北本市の条例では設置基準のほかに、設置場所を寺院、教会等の礼拝の施設内または火葬場の敷地内であることと定められております。当組合で納骨堂を設置できるかとの質問ですが、納骨堂に関しても墓地と同様に地方自治法上は市町村の事務であり、当組合としては行わないものと考えております。

次に、要旨3についてお答えいたします。埼玉県内21の公営火葬場施設に確認したところ、粉骨設備は整備されておりません。また、粉骨につきましては、民間事業者で既に実施している事業でございます。このことから、現状では当組合で粉骨設備を導入し、事業化する予定はございません。

以上でございます。

金澤孝太郎議長　日高英城議員。

14番　日高英城議員　一通りご答弁ありがとうございます。要旨1の2回目、再質問させていただきます。

ご答弁によりますと、以前からもそうですけれども、地方自治法上では市町村の事務なので、本組合は行わないというようなお答えでした。以前にも申し上げましたが、稲城・府中墓苑組合や泉大津市、和泉市墓地組合飯盛園のように、複数の市で構成する一部事務組合などが現実今、事務を行っているところであります。

「墓地経営・管理の指針等について」について、少し申し上げさせていただきますが、その中で墓地には永続性、非営利性が求められており、この理念に沿った安定的な経営が利用者の最も切実な要望であろうとしています。現在、地方公共団体以外の者が墓地を安定的に経営するには、大変厳しい状況にあると言えるであろうと。経営を行おうとする者及びこれを許可する者の双方が、これを十分認識しておく必要があります。墓地の永続性、これは安定的な経営管理という意味ですね、確保、それと利用者の多様なニーズへの対応など、利用者の利益の保護あるいは公益的な需給バランスの確保、周辺の生活環境との調和等の公共の福祉等の調和が重要であると言っています。

また、墓地は国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設である。このため、地方公共団体が墓地を設置経営することも、重要な住民サービスであると。したがって、一般住民が利用する墓地の新設については、地方公共団体が住民のニーズを十分に検討した上で、みずから設置、経営することを含めて、主体的にその要否を判断すべきである。

また、都市計画の中で墓地について配慮されていることも重要である。都市計画法では、都市計画で定める都市施設とし墓園が位置づけられており、都道府県知事は墓地埋葬法で墓地の経営許可

の権限を有するとともに都市計画を定めるものもあり、まちづくりの中で計画的な墓地需給についても配慮することができる仕組みになっています。都道府県同士、都道府県と市町村、同じ都道府県内の墓地担当部局と公益法人担当部局等において情報交換等を行いながら、墓地経営自体について指導監督と、墓地経営を行う主体に着目した指導監督があわせて行われることが効果的であり、また地域における墓地供給という観点からの自治体間の連携も望まれるとされています。

地方公共団体が行う望ましい理由は、墓地についてはその公共性、公益性に鑑み、住民に対する基礎的なサービス等需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられていること。将来にわたって安定的な、これは破綻の可能性がないということですね、経営を行うことができ、住民がより安心して利用できることであると。このため、例えば市町村が地域の実情を踏ました墓地の経営等に関する計画を立てる仕組みの導入等も有効であると考えられている。宗教法人や公益法人も、非営利性の面では墓地経営の主体としての適合性は認められるが、永続性の面では地方公共団体のほうが適格性が高いと考えられると示されております。正副管理者におきましては、それぞれの市の状況や市民のニーズなどをしっかりと捉えていただき、構成3市の間で協議していただきたいということを要望して、要旨1は終わります。

続きまして、要旨2、再質問させていただきます。これは私見ですけれども、納骨堂はこれから墓の主流になっていくのではないのかなと考えているところであります。ご答弁では、要旨1と同様に、地方自治法上では市町村の事務なので、本組合は行わないとの答弁でしたが、前回原口管理者のお考えについては、私や諒訪議員に対してご答弁いただいているので承知しておりますので、今回はぜひ小野副管理者、三宮副管理者に、少し一言いただきたいと思います。

桶川市では、去年のたしか12月議会でしたか、委員会の議事録を拝見しましたが、地域住民の調和と合意が形成された場合において、墓地と納骨堂において許可できるように、今回条例の改正をされたと認識しています。現在、桶川市のほうで、その委員会の中での答弁だったと思うのですけれども、現在桶川市のほうでは墓地の計画等はございませんということも記されていました。桶川市と北本市は、市民ニーズがあったとしても、市営納骨堂をつくれない条例を持っていることになります。条例を変えればいいということでもありますけれども、この条例の趣旨においてもそうですし、みずほ斎場のあたり、まだ土地もあります。周りにも拡張できるような場所かなと、これ個人的には思っているところなのですけれども、みずほ斎場に計画することが一番理にかなっているのではないかなと思っているところですが、両副管理者のお考えについて少しお聞きしたいかなと思っています。よろしくお願いします。

要旨3につきましては、少し僕なりに調べましたけれども、民間の施設としましては、粉骨ですね、戸田や川口、蕨、ふじみ野、川越、所沢、入間、狭山、さいたま市と、この辺では伊奈にもあるみたいですね、民間の企業としましては。他の公営斎場での事業化は、いまだないということで、その点に関しましては今後の課題かなと理解するものです。今後とも先進自治体の調査研究をして

いただきたいと要望して、要旨3については2回目終わります。

先ほどの要旨2について、少し一度お願ひします。

金澤孝太郎議長 確認します。そうしますと、要旨2の再質問でよろしいですか。

14番 日高英城議員 はい。

金澤孝太郎議長 それでは、ご質問のほう、副管理者へのご質問でいいですかね。

では、まず小野副管理者から答弁をお願いしたいと思います。

小野克典副管理者 日高議員のご質問に、副管理者としての立場でお答えを申し上げたいと思います。

昨年の、ただいまご質問にありましたように、原口管理者のご答弁同様、私も現時点ではやはり民間で担っていただけた部分においては、民間のほうで実施していただきたいというふうに思っておりませんので、ご理解いただければというふうに思います。

金澤孝太郎議長 続きまして、三宮副管理者お願ひします。

三宮幸雄副管理者 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

基本的には、管理者を代弁する総務課長の答弁のとおりと思っておりますけれども、しかしながら先ほど来提案の話を聞いていますと、まさに葬祭行政のあり方を問うご質問かと思って受けとめております。今現在、シニア世代の80%がこの問題に悩んでいるというデータもございます。また、その背景として、高齢者の急激な増加、それから子供がおらず後継者がいないというような時代背景、さらに言えば核家族化、あるいはそういった親戚間の親交の希薄化、あるいは私なんかもそうなのですけれども、都市部への人口の集中等々さまざまな今後考えていかなければならぬ、現代が求められている問題かと思っています。しっかりと今後考えていかなければならぬ課題と思っております。

以上です。

金澤孝太郎議長 日高英城議員。

14番 日高英城議員 小野副管理者、三宮副管理者、ありがとうございました。

最後ですね。公営墓地と斎場業務について伺ってまいりました。構成市3市の人口は、今26万人程度でしょうか、高齢化率が二十八、九%、65歳以上は7万4,500人、75歳以上が4万2,000人、85歳以上は8,000人、恐らく3市とも状況は同じで、半数以上は転入者、お墓のない方がその中で何割いるかは僕には調べられません。

それと、3市の推計人口から見ても、2025年には今から1万6,000人減ることになっています。2030年には2万6,000人減っていることになります。これが全部死亡ということではありませんけれども、これだけの方がこれから、これだけの方と言つてはうそですね、多くの方が亡くなっていく多死社会の到来かと思います。墓不足を懸念しているのは僕だけでしょうか。

議会の役割というもので、ちょっとネットで調べてみました。組合議会というのは、なかなかちょっと特殊なもので、いろんなところを調べましたけれども、いい、僕の納得するような役割とし

て出てくることはなかなかありませんでしたが、基本的には管理者が作成した事業計画や事業に必要な予算について、内容や効果を審議し、適切と認められるときに組合の方針として決定すること、これが基本になるかと思います。それとあわせて、組合を構成している3市の各議会や住民の要望や問題や課題を組合の運営に反映させることも大切な仕事ではないのかなと思っているところです。組合の事務方としましては、現在の消防、斎場の業務内での提案や改善などは、正副管理者間の調整会議で説明やご報告の後、議会を通して行うことが可能ではあると思いますが、新たな事業や、先ほど新井議員もおっしゃっていた桶川西分署など大きな予算を伴うことへの取り組みや提案については、組合という仕組み上なかなか事務局としては声を大きくしていくことは難しいのかなと思っております。

正副管理者がそれぞれの市の問題や課題について提案し合い、しっかりと話し合っていただかなないと、今後何も解決どころか進んでいかないのかなと考えております。今回の答弁をお聞きすると、前回と何も変わっていないということは、何も検討されていないのではないのかなと考えてしまうところです。県央の未来のために、しっかりとお話し合いをしていただきたいと。その上で必要なものは長期計画の中に盛り込んだり、検討した上で、無理なものは無理、これもしようがないことです。いずれにしても、しっかりと26万人を支えている管理者様たちの間で、県央の未来についてしっかりと協議いただきたいと思っているところです（P. 30「趣旨としましては、さらに未来のために頑張っていただきたいなという趣旨で発言した旨であります。発言に対して、少し不適切な点がありましたら、削除ということでお願いします」との発言あり）。これを要望して、次回はこういった管理者間の会議の内容についてご質問したいということを予言しまして、終わらせていただきます。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

金澤孝太郎議長 秋谷議員。

10番 秋谷 修議員 日高議員さん、最後の終わりのほうの発言で、26万人の管内の方々の消防救急業務を正副管理者が真剣に議論していないような発言しているのだよ。

〔「そういうふうに感じるんだから」と言う人あり〕

10番 秋谷 修議員 そういったことは検討した上でここに来ているはずなのに。

〔「感じたんだから」と言う人あり〕

10番 秋谷 修議員 感じたにしたって、それは言っていいこと悪いことがある。真面目にやっていないと言っているのだよ。真面目に検討していないと言っているのだよ、正副管理者が。それは失礼な発言だよ。それは訂正したほうがいい。

〔「そうは言っていない」と言う人あり〕

10番 秋谷 修議員 議長、ちょっと差配してください。

金澤孝太郎議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時33分)

◇

(開議 午前11時35分)

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど秋谷議員のほうからご指摘がありました。日高議員のほうから。

日高英城議員。

14番 日高英城議員 先ほど秋谷議員よりご指摘いただきました。26万人の将来をさらに、僕何て言ったのでしたっけ。

[「しっかりと未来のために」と言う人あり]

14番 日高英城議員 しっかりと未来のためにというような発言がありました。この趣旨としましては、とりようによつては、今何もしていないではないかというようなニュアンスでおとりになる方もいらっしゃるということなので、この部分を削除させていただきたいと思います。

趣旨としましては、さらに未来のために頑張っていただきたいなという趣旨で発言した旨であります。発言に対して、少し不適切な点がありましたら、削除ということでお願いします。こんな感じでいいですか。

金澤孝太郎議長 それでは、今、日高議員からお話をございました。解除訂正については、事務局のほうで処理いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

金澤孝太郎議長 では、日高議員、これで終了でよろしいですね。

14番 日高英城議員 はい、ありがとうございました。

金澤孝太郎議長 以上で14番、日高英城議員の質問を終結いたします。

続いて、15番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

15番 諏訪善一良議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、埼玉県央広域事務組合の事業について正副管理者にお伺いをいたします。

要旨の1、道路整備並びに整備計画に合わせた署所のあり方について、特に桶川西分署については「準備と方針を早く」と思うが、いかがかと、1つです。以前の議会でも、桶川西分署の洪水に見舞われた写真を皆様にお示しさせていただきました。このような状態で市民に、原口管理者が言うところの安心安全を与えられるのかということでございます。まさに一目瞭然の、私はあの図で

はなかつたかと考えています。

また、位置につきましても、県央消防が発足してもう24年ですか、もう20歳を超えていました。多分この桶川西分署の位置というのは、桶川町、そして以前の加納村、それから川田谷村、こうした歴史の中で位置づけられてきたのだと思っています。今圏央道も開通をして、そして上尾バイパスが、今第2期の事業化をされています。また、川越栗橋線も整備をされ、桶川西分署の前にあった県道の部分が、その桶川西分署の北側に整備が終わり、また西側の準動脈道路とも言えるでしょう。桶川市で言うところの西大通り線、北本市で言うところの西中通り線が、上尾から桶川までがほぼ整備が終わりつつありますし、鴻巣側も半分程度終わっていると聞いております。

こうした交通整備が整う中にあって、以前の歴史背景、それらも踏まえて未来に対する、市民の皆さんに対する安心安全、これを与えるべく、私は今より方針を示して、現在までの消防署を見ますと、およそ国道もしくは県道等の主要道路に面し、日ごろから市民には、その安心安全感を与えてきたと思っております。この点につきましては、先ほども新井議員からの質問もありましたけれども、私は未来に対する安心感を与えるためにも、早急に管理者が副管理者ともよく相談をして、こうした歴史的な背景も踏まえて早くに準備をすべきだと思っております。このたびの視察、小千谷、糸魚川、非常に私としましては勉強になったといいましょうか、まさに備えが重要なのだということでございます。私たちの未来に対する備えは、今でしかないのです。こうした観点から、この桶川西分署についての質問を再度させていただきます。

また、前回と同様に、これから季節、非常に暑い時期になります。桶川西分署は西向きになってしまっておりまし、非常に環境もよくないと思っております。そして、多くの台風や、そのときのためにサンアリーナが予備としてあるようございますが、私はこういう施設を予備で貯えると考えるのは、非常に市民に対してもどうなのだろうかと。サンアリーナも2回ほど行つきました。見ました。十分とは全く思えません。安心安全を冒頭に常に言われる原口管理者におきましては、早急にその準備は、また方針は示すべきではないかと思うので、改めてお伺いするものでございます。

要旨の2、過日7月1日、小千谷市、2日の糸魚川市の研修視察において、当組合の管内における応用についてどのようなことが生かせると考えましたか。

(1)、新潟県中越地震に対する、対応に見る参考事例は。この中越地震、北本市の場合は、いち早く桶川北本水道組合から水を届けた。大変に喜ばれた結果です。やはり備えが十分にできているかどうかが、私は決め手だと思っております。

(2)、大規模火災の対応並びに「火事を出さない」教訓について。これは、糸魚川市の場合、過去に2度、3度、資料によると4度でしたかね、火災があって、飛び火という状態で、強風下ということもありました。こういうような火災が、いつ我が地域であるかもわかりません。今回の16号議案で、特殊車両としてのポンプ車の入れかえがあるというのですけれども、何か11台ですか、1台のいわゆる代替車両。私は、できるだけあればあったにこしたことはないのかなと。1台に關せ

ず、やはり準備という考えも含めて、私は参考にできればと思っていましたので、この辺についてもお聞きしたいと思います。

まず、説明者が、火事を出さないことだと。まさに予防ですね、その点を強調していたと思うのですが、管理者としましては、また副管理者はどのようにこの研修を捉えてきたのかなと。そして、適切な指示を組織に対して流していただければ、私は本当にそういう意味においては、原口管理者の言うところの安全安心を与えられる行政になると思っているからであります。

要旨3、斎場業務の時代変化に対する粉骨事業の提供について。今ほど日高議員からの質問がありました。答弁は、斎場をつくったときから、もう既にそういうようなものはない。これは市町村の範囲だということなのですが、まさに時代は常に未来を見据えて、今すべき事業を決めていくのは行政であるべきだと思っています。そして、これは桶川市も北本市も、それから鴻巣市もほぼ大体同様かと思うのですが、北本市も今からちょっと長くなりましたがね、50年ちょっと前ですか、人口1万5,300人でした。村から町になりました。そして、12年後に昭和46年ですか、3万人を超えて、特例で北本市になったわけです。ちょうどそうした世代、人口の急増した時代から、オリンピックでいうとほぼ50年ですか、たつ段階で、見ようによつては少子高齢化、一方ではここにもちょっと書いてございますけれども、また日高議員も指摘していたと思うのですが、多死社会を迎えるとしています。そして、子供のいない家族、また当時地方から出てきて、この地を人生終了の地として迎える人たちが、多くの市民の中においておる事実について、やはりこういう共同における仕事が、はある面においては公共の事業であつてもいいのではないかと。条例がない、またそれが現在においては含まれていない。あるならば、逆に市民主役、今生きている者が主役なのですから、いかに我が郷土、この県央地域が住みやすく、そして孫や子、また子供や孫がいない方につきましても安心してその死を、そしてそれを守っていくべきは、ある面においては、今は共同の福祉、公営の事業であつてもいいのではないかと。こうした方針の、見ようによつてはいい方向に対する大転換を図るべきであり、その各自治体のみならず、こうした組合においても議論を大いにすべきではないかと。それが安心安全を、私は提供すべき行政の仕事だと考えるからであります。

要旨3、斎場業務の時代変化に対する粉骨事業。ちょうど今、日高議員が質問したと思うのですが、斎場規定にないということでございました。今申し上げましたようなことを前提としまして、ならば我が地域こそは少子高齢化の先進地域にすべく、行政が市民に、安心をして人生の終えんの地としてこの地を選んでよかったですと言える、そして子供たちに、また後世の人たちに負担をかけない社会づくりをすべきだと思うものでございます。できれば日高議員の今質問がありましたように、未来に対する、将来に対するしっかりと方針を、できればここはトップであるところの原口管理者、そして副管理者である小野副管理者、三宮副管理者に、おののの立場でその考え方を披露していただければありがたいと思うところでございます。

要旨4、少子高齢化、多死社会の時代における墓地公園「安価でやすらぎ」の場つくりは、今や市民のための公共事業であり、「死活」問題ではということでございます。今まで述べてきましたように、この問題、私は初めてではございません。新しい公共事業という見方はいかがなものでしょうか。ぜひ各市町村、各市7万、8万、10万少しある中において、26万のこの組合こそが、それに対する対応力があるのではないかと思っております。条例のことについて再三答弁されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、条例は市民あっての条例であり、条例のもとに市民が仕えるものではないと思います。まさに時代に合った改革、改善を進めるのが行政の役割だと思うところですが、そこにつきましても、その姿勢、そして今後に対する準備、これらについて正副管理者にお伺いをいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

金澤孝太郎議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)

(開議 午後 零時59分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番、諏訪善一良議員の一般質問に対する答弁を求めます。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 それでは、諏訪議員の一般質問について順次お答えをいたします。

件名1、要旨1について、現在の署所は広域化により組合市から引き継いで業務を行ってきており、署所の位置づけについては組合単独では決められることではないと考えております。また、現在の管内に配置されている3消防署、6分署は均等に配置され、火災、救急、救助などの全ての災害に迅速に対応し、地域における消防活動の拠点としての役割をおおむね果たしていると認識しています。なお、桶川西分署については、大雨や台風などで一時的に代替施設に移動する場合がありますが、桶川市と定期的な意見交換を行い、桶川西分署のあり方について協議を継続してまいりますので、その結果を踏まえ、検討したいと考えております。

次に、要旨2についてお答えいたします。約3週間前に行われた組合議会議員行政研修視察を職員にどう指示するかとのご質問ですが、新潟県中越地震や糸魚川市の大規模火災の教訓を受けて、既に当消防本部で取り組んでおりますので、その詳細については担当課長から答弁させます。

金澤孝太郎議長 黒沼警防課長。

[黒沼浩二副参事兼警防課長登壇]

黒沼浩二副参事兼警防課長 件名1、要旨1（P. 34「要旨2」に発言訂正）、（1）及び（2）についての当消防本部で既に取り組んでいる事項につきましては、私から順次お答えいたします。

初めに、（1）の新潟県中越地震では、通信手段に障がいが発生し、地震発生直後等はふくそく等により電話がつながりにくい状況が発生したことから、当消防本部では管内で大規模災害が発生した場合に、有線設備及び携帯電話設備が不通となった場合の対応として衛星電話を整備したところでございます。

また、地震直後から行方不明になっていた親子3人の乗った自家用車が発災3日後に長岡市妙見町にある県道の地滑り現場で発見され、強い余震が続発する中、救助隊により、地震発生から92時間後に奇跡的に1名が救出されたことから、当消防本部では生き埋めや強い余震が続発する災害現場活動に備え、画像探索機や地震警報器を始めとする高度救助用資機材を整備し、高度救助隊を発足させたところでございます。さらに、組合市に大規模災害が発生し、緊急消防援助隊等の応援を受け入れる場合において、緊急消防援助隊等が円滑に活動できる体制の確保を図るため、埼玉県央広域消防本部受援計画を作成したところでございます。

次に、（2）の糸魚川市大規模火災では、古い木造建築物が密集する地域で発生したことにより、国の糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等についての通知を受け、管内を調査した結果、該当する地域がないことを確認したところでございます。あわせて強風下での消防活動や消防用水の確保についての国からの通知を受け、大規模延焼（強風下火災）警防活動基準を作成し、災害時にコンクリートミキサーカーを活用する消防用水等の確保に関する協定を組合管内の2事業者と締結し、訓練を実施したところでございます。

また、消防が保有している資機材では対応困難な場合における重機による消防活動障がいとなる物件除去または破壊を目的とする協定を、埼玉県解体業協会と締結したところでございます。さらに、火気から離れるときは火を消すなどの火事を出さないことについては、春秋の火災予防運動などを通じて啓蒙しているところでございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 はい、どうぞ。

黒沼浩二副参事兼警防課長 訂正をさせていただきます。

冒頭件名1、「要旨2」と申すべきところを「要旨1」と発言いたしました。「要旨2」のほうに訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

金澤孝太郎議長 春山参事兼事務局長。

[春山一雄参事兼事務局長登壇]

春山一雄参事兼事務局長 件名1、要旨3及び要旨4について順次お答えいたします。

初めに、要旨3についてですが、埼玉県内21の公営火葬場施設には、粉骨設備は整備されておりません。また、粉骨事業につきましては、既に民間事業者で実施されております。民間ができることは民間で実施すべきと考え、現状では当組合で粉骨設備を事業化する予定はございません。

次に、要旨4についてですが、公営墓地等の整備につきましては、県央みずほ斎場開設に当たつての管理運営の基本方針のとおり、墓地に関しては地方自治法上は市町村の事務であり、当組合としては行わないものと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 それでは、今回の質問をいわゆる正副管理者に求めたのですが、管理者の今 の答弁は、おおむね満たしているみたいな答弁で、具体的に、さっきも質問第1回目に言いました ように、20年前と今、そして今後を考えれば、道路交通網も含めて、かなり当地域という管内は整 備されていくわけです。こうした中で、今国道17号上尾バイパスも整備されようとしている中で、 方針をトップが示さなければ、新しい道は開けていかないのではないか。過去に、ある面においては歴史を踏まえてではありますけれども、おおむねではなくて、今未来に対する準備、そういうものが必要ではないでしょうか。その判断を、どうも管理者は回避しているようにしか見えないのですけれども、逆に未来を、市民の安心安全を手繕り寄せる、そうした見地は持ち合わせていな いのでしょうか。

今の答弁ですと、組合市から引き継いでという答弁でございましたけれども、当管内の西側地域 は大幅に変わっていきます。こうした未来対応という考えはいかがでしょうか。まさにこれこそは、 管理者そして組合市であるところの両副管理者と話し合って、ここにも書いてありますけれども、 方針を示すべきが、管理者そして副管理者の仕事だと思います。

また、物事には準備が非常に大切であります。こうした未来志向の方針を打ち出すべきが、今で はないでしょうか。どうもその点で言って、前回とほぼ同様の、今から昭和30年ぐらいですか、こ の桶川市の現在の構成、北本市の場合は昭和18年だから、もうほぼ六十数年たつのですか、大きく 分けて当管内は高崎線という、それから中山道という道路が、現在今日に至る主要なやはりまちづくりの基軸だったわけです。こういう変わろうとしているときに、正副管理者が方針を示す。それ に基づいて準備を、そして各方面の意見を聞いていくというのが行政のあり方だと思うのですが、 それについて前向きなご答弁をいただきたい。また、ここに至るまでの、検討されてきたと思うの ですが、その検討の中におけるプラス・マイナス点等検討された事項について、ではご答弁をいた だきたい。

次に、要旨2につきましては、小千谷市それから糸魚川市の研修、上越の地震につきましても、 今東南海地震ですか、相当危惧されております。あそこで地図見たと思いますけれども、ちょうど 当地域における、この桶川、北本、鴻巣地域の東側地域が赤いベルトで図示されておりました。ま さにこれは綾瀬川断層のことを言っているのかなと思ったのですが、私は先ほど質問された方も言 いましたように、備えこそが重要なのだと言っているわけです。こうした備えが全くないのでは、 原口管理者が言うところの市民の安心安全は実現はできないと思います。まさに安心安全を提供す

る立場として、さきの中越地震の、ある意味においては東南海地震を想定しての準備ということで考えている部分はあるのではないかと思うのですが、ご答弁いただきたいと思います。

先日も、管理者とちょっと立ち話をさせていただきましたけれども、さきの東日本大震災のときも、当管内でも鴻巣地区の北部地区、北本地区、桶川地区を見ても、被害状況がかなり異なっていたと思うのです。これらも参考にすれば、やはりその地域の地盤、地勢構造をもとに、それ相応なる対応策というのは管理者自身も描いていると思うのです。その一端を、ぜひご答弁ください。

それから、今の答弁ですと、課長からの答弁ですと、火災については当地域には例はないようなことを言っていましたけれども、この辺は密集してきているのですね、まちづくりの中において。確かに、あのまちのように木造地域の部分というのは少ないかもしれませんけれども、やっぱり想定もできない部分もあるかもしれないけれども、想定をしておくというのは必要ではないでしょうか。1市、単独市ができる対応策は広域で対応するという部分の知恵が、私は当組合の設立の目的でもあると思うのです。そうした見地から、当地域には今回の視察の例のような地域はないということですが、全く同じ例を示しているだけではありません。当地域の課題を、ならば示してください。

それからあと、埼玉の解体業協会との協定もあるようですが、具体的にどのような協定がしてあるのでしょうか。北本市も、個人の問題ではあるのですが、もう今から二、三年前ですか、火災を起こしてそのまま放置してあって、ちょっと恥ずかしいような部分もあるのですが、この解体業協会と協定を結ぶことによって、いわゆるそういう個人のこうした壊れた家その他のはうは、当組合のはうで要請をして、片づけを実際にできるのでしょうか。私は、それについては私物に対する制限があったりするから難しいのではないかと思っているのですが、具体的に協定ができているのならば、その費用はどうなるのかも含めてご答弁いただきたいと思います。

要旨の3の斎場、今本当に先ほどの日高議員の質問についてもそうなのですけれども、そういうような予定がない、事業者があるから。そうではなくて、やはり公に対する市民の期待というのがあるわけです。先ほども言いましたように、当地域はある面においては、この50年間に人口的にも2倍も3倍もふえて、中身はどんどん高齢化しているのです。だから、民があるからいいのではなくて、何度も強調いたしましたけれども、市民の、もっと極端に言うと高齢者も安心できる、こうした行政側の責任というのがあると思うのです。まさに市民が主役という言葉で、ある候補者がつい先日の選挙で戦っておりましたけれども、条例があるからといって、また斎場をつくったときの中身を言ってと言っていますけれども、そこを変えてもいいのではないですか。やっぱりそれが時代に合わせるということではないでしょうか。これについても、トップであるところの管理者のご意見、また副管理者のご意見も、ここに至る検討経過も含めてご答弁ください。できない、全てはそれで終わりです。そうではなくて、どう市民にサービスを提供できるか、するか、それが市民の望むまちづくりになるし、また心のよりどころになってくると思います。

要旨4番、まさに人口が急増した、その経過の結果として今日がございます。そして、想像し得るに、この10年、20年、やはりみずからの終えんの地、また自分の生きてきたこの地を大切にしてもらいたいという意味からも含めまして、私は時代に合った共同墓地なり、または公園墓地なり、行政がある意味においては1歩でも2歩でも一つの形を示す、これが行政の役割ではないでしょうか。今の状況において、各市の行政の仕事だからではなくて、3市というこの規模に見合うそうした施策を示すべきではないでしょうか。この市民墓地につきましても、前にも申し上げましたように、さいたま市も取り上げていますし、川崎市でも取り上げています。当組合も、逆に1歩でも2歩でも先進地域になろうと、こういう問題については。その意思はございませんか、ご答弁ください。できれば副管理者につきましても、同じ意味においてご答弁いただければありがたいと思います。お願ひいたします。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

原口管理者。

原口和久管理者 まず、諏訪議員から正副管理者ということであるのでご答弁申し上げますけれども、組合運営でございまして、正副管理者の中での協議、その辺はしっかりと進めておりますので、その再質問で、全てそれぞれの立場の副管理者ということで答弁をするというのもどんなものかということで、後ほど議会運営委員会等でも諮っていただければ幸いかなというふうに思っております。

それでは、件名1の要旨1でございます。これは、特に桶川西分署についてお話をしていると思うのですけれども、これは先ほども答弁したとおりであります。何よりも分署、署を変更するというのは非常に大変なところがございます。この前の北本の東分署の移転につきましても、あの近くのところでもいろいろ調整が必要でもございました。署の変更をするという、それはやはり地元の桶川市さんとしっかりと協議をすること、これはもう大変重要でもございます。県央だけの判断では、これはまず無理なことでございまして、先ほども申し上げましたとおり、しっかりと桶川市さんと協議をさせていただいて、そして今後あるべき姿、あるべき署の体制というものをしっかりと構築ができれば、そのように思っております。

それから、要旨の2番でございます。備えあるいは準備ということでございますけれども、先ほども答弁したとおりでございます。当然県央広域事務組合の消防、救急、あるいは斎場、それぞれの役割を持ちながら、特に消防、救急につきましては、生命、財産あるいは身体を守る、これは先ほど来議員が言っておりますように、安心安全ということでもございます。これらをしっかりと進めることも大変重要でありまして、これが行政の本当の責任ではないかなというふうに思っております。ただ、県央広域事務組合だけで、これはできることでもございません。県央の役目、消防、救急、斎場もいろいろ関係しておりますけれども、そんな中でやはり構成市との連携というのが重要でございまして、もちろん構成市のほうでは大災害における準備や備えを今しっかりとそれぞれされているというふうに私は思っております。今後におきましても、組合と構成市と連携をしながら、

その備えをしっかりと進めていく。どんな形でいくのがいいかということも、あわせて協議を重ねていきたいなというふうに思っています。

それから、要旨3でございますけれども、粉骨事業でございます。これも、先ほど答弁したとおりでもございます。やはり民業圧迫というのは、私はいかがなものかなというふうに思っております。民間でやっていただけるものは民間にお願いをする。これは、行政としても当然お願いをしなくてはいけない、私はそんな事業ではないかなというふうに思っているところでございます。したがいまして、現在のところでは事業化をする予定はございません。

また、公営墓地でございますけれども、公営墓地につきましては、まだこれは正副管理者会議の中では議題にはしておりません。ただ、私自身管理者といたしまして、この3市の組合をいかに進めしていくか、それはもうやはり消防、救急、そして斎場の業務ということで私は思っております。この公営墓地につきましては、組合でやるのがいいのかどうかというのは、甚だ私は疑問でもございます。それらは、今後におきましても正副管理者の中でしっかりと協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 黒沼副参事兼警防課長。

黒沼浩二副参事兼警防課長 件名1、要旨2の関係で再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、大地震などの備えというところで想定している準備はあるのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、例えば議員おっしゃったような東南海地震とか、国家的な大災害が発生するようなことが想定されている地震につきましては、国の方で緊急消防援助隊という組織をつくっておりまして、こちらに対する訓練が担当地区で毎年度実施されています。これにつきましては、埼玉県隊として毎年度参加しております、当消防本部も要請があればこの訓練に参加して、対応を進めているところでございます。

一方、この県央管内において大災害が起きたときということで想定しているところでは、毎年おむね3月ごろ、消防職員で当番の職員を全員非常招集をいたしまして、大規模な災害が起きたという想定のもとに非常招集をいたしまして、それから自分たちの消防力で対応できる災害を設定して対処している図上訓練といったもの。それから、災害が発展いたしまして、私どもの消防力では、これは手に負えないといったときに、近隣応援ですとか県下応援、緊急消防援助隊が応援する手続、これらの訓練。それから、そういう部隊が実際に私どものほうの管内に入ってきたとき、どのような対応をしたらいいかというところの図上訓練を、毎年度想定を変えて実施をさせていただいています。

あと、少し細かいところで申し上げると、毎年度2回ですけれども、8月と、1月か2月に、緊急地震速報が鳴ったという想定で、全署所の消防車両などを車庫の外に出したりとか、初動の対応として職員がやるべき事項があらかじめ定まっておりますので、それぞれ初動対応ができるような、

ふだんからとっさに行動できるような訓練を実施しているところでございます。

続きまして、糸魚川市のほうでご答弁いたしますけれども、当本部のほうには国が定めるような地域はないというご答弁をさせていただきましたけれども、議員おっしゃるとおり、当管内でも住宅がそこそこ密集している地域があるのは消防としても認識しております、課題というふうに考えております。これに対応するということでございますけれども、そういう地域で、いざ火災が起きたときの消防活動はどうするかという活動計画というのをあらかじめ定めておりまして、そういう地域においての活動計画は既に策定をされております。

続きまして、重機について、具体的にどのような協定かというところでございますけれども、実際に私どもの地域で火災もしくは地震などの災害が起きたときに、私どもが持っている資機材では足らない、どうしようもないといったときにお願いをする内容でございまして、消防活動の障がいとなる物件の除去とか、火災に関する、これは主にアスクルの火災を受けてこういう協定ができるのですが、例えば壁に穴をあけるだとか、屋根に穴をあけるとか、そこから放水をすると、そういうような活動。それから、なかなか建物を壊して消防活動が有効にできるかどうか、安全にできるかどうかというところの知見を持ち合わせておりませんので、解体業者さんの専門的な知識、あと輸送、トラックというような内容の協定になっております。

片づけができるのかというご質問でございますが、こちらについては消防活動の中での協定となっておりますので、そのことについては含まれておりません。

それから、その費用はということなのですが、実際にかかった燃料費程度ということで、現在の協定は締結されております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 今、原口管理者のほうから代表してという形でお話を受けたということなのですが。

諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 大分原口管理者は、構成市を強調されていたのですから、私は構成市であるところの桶川市さん、北本市さんの副管理者としての答弁も求めたいと思いますけれども、どうなのでしょうか。

金澤孝太郎議長 諏訪議員、要旨何番を。

15番 諏訪善一良議員 1番です。

金澤孝太郎議長 要旨1番ですか。

15番 諏訪善一良議員 いや、要旨3番と4番についてを先に、3番と4番を副管理者のほうに答弁をお願いします。答弁漏れということで。

金澤孝太郎議長 では、要旨3番。

15番 諏訪善一良議員 はい、3番、4番お願いします。

金澤孝太郎議長 よろしいですか。

では、小野副管理者、お願いします。

小野克典副管理者 それでは、墓地、納骨堂についての考え方ということでお答え申し上げます。

先ほども日高議員のご質問でもご答弁させていただきましたけれども、確かに日高議員、諏訪議員おっしゃるように、現在多死社会、また少子高齢化、また人口減少社会が進行する中で、現在行政の抱える課題、また対応していかなくてはならない課題は大変多くの課題があるわけでございまして、いろんなそういうご要望を行政で対応を何でもできれば、これは理想ではありますけれども、なかなかそこは難しいところもございまして、そういう意味では墓地、納骨堂の設置については、先ほど管理者からご答弁いただきましたけれども、私も同様に民間で担える部分については、ぜひ民間で担っていただけたらというふうに現時点では考えておりますので、ご理解いただければとうふうに思うところでございます。

金澤孝太郎議長 三宮副管理者、お願いします。

三宮幸雄副管理者 件名1の要旨の3、4関連で質問、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど日高議員さんに答弁させていただきましたけれども、まさにこれから葬祭行政のあり方を問う問題というふうに私は認識しております。

以上です。

金澤孝太郎議長 諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 それでは、原口管理者に、要旨1についてもう一度お伺いします。

確かに原口管理者が言いますように、おかげさまで北本市の東分署、かなり広くなつて使いやすくなつたと思ひますし、ある面においては、受援の部分においても活用できるかなと思っています。それに引き比べて、北本市の場合、東分署は水の災害は余りなかつたのです。ところが、桶川西分署は、まさに行ってみるとわかるように、すぐ東側を、西側を江川が通つてゐる。これはすごく氾濫する、そういうような地形の地にあるわけなのです。しっかり協議しているということだったのですが、先ほど質問を私がしましたように協議の内容、あそこの地がいい点、悪い点、そしてサンアリーナの仮のといいましょうか、移転先、十分機能できると思っているのですか。

先ほど私言いましたように、協議をしていると、しっかりと。どういう協議をされていたのでしょうか。確かに非常に大変だと強調されていましたけれども、まさに大変なのです。でも、そのピンチを逆に今、桶川も北本も上尾バイパス、共通の事業を、鴻巣もそうですが、結ぶ時期なのですよ。これは、ある面においてはチャンスかもしれませんよね。主要道路を通して、この組合市の消防が1本部3署6分署でもって連携しやすくなるわけですからね。それは、今管理者が方針を正副で話し合つて決めて準備をするということだと思うのです。しっかり協議をしているということだったのですが、どのような点を踏まえて、今協議をされておりますか。一応要旨1のほうについてお伺いをしておきます。

それから、今、要旨2のほうで受援計画という答弁が先ほどあったのですけれども、どんな計画

をされているのでしょうか。私も確かに、今申し上げましたように北本東分署はおかげさんで以前に比べるとかなり広く、借地でなくて、この当組合が購入してくれまして整備をしてくれました。少し前より安心できたかなという感じはございます。そういう経緯を踏まえて、この受援計画ですか、つくったということなのですが、できる範囲で結構ですからご答弁いただきたい。また、細かい点があつたら担当でも結構でございます。よろしくお願ひいたします。

時間の都合もありますので、以上です。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

原口管理者。

原口和久管理者 それでは、件名1の要旨1の再々質問にお答えいたします。

協議内容ということでございますけれども、協議内容については担当のほうから説明をさせますけれども、先ほどの繰り返しになります。桶川西分署の関係で江川とか、私どもも十分承知をしているつもりでもございます。ただ、この署の変更あるいは建てかえ、あるいは上尾道路の完成に向けてのそれぞれの再編みみたいなことを諒訪議員は今回言っておりますが、幹線道路のほうに延ばしたほうがいいのではないかとか、これになると、もう本当に大変な莫大な計画にもなってまいりますので、それらについては慎重にしなくてはいけないなと思っています。

当然上尾道路の2期工事が完了するのは、まだ相当先の話でもございますけれども、おかげさまで鴻巣から行きますと、鴻巣西分署、北本消防署、そして桶川西分署があるわけでございます。それらがしっかりと対応できるような状況にはなっておりまして、いわば増隊するということであればすぐ増隊もできる、そんな状況でもございます。

その中で桶川西分署でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり非常に立地を変更するというのは大変な、県央広域事務組合だけでは、これはもうできるわけではありません。桶川市さんとしっかりと、それらについてはどういうふうにしたらいいのかという協議をしております。ただ、その具体的なことを申し上げますと、一番は財政的な計画、これを進めていかなくてはならない。それぞれ3市、構成市の負担をいただくわけになるわけでございます。そういうところも、あわせてそういう財政計画を見ながら、あるいは第6次の消防の計画、これに乗るのがいいのか、そういうところを協議をしている、そんな状況だと私は考えております。

以上です。

金澤孝太郎議長 野本消防長。

野本照夫消防長 桶川市さんとの協議、意見交換会の協議の内容について、現在何回か行われました意見交換についてのことを少しお話をしたいと思います。

当然桶川西分署の機能の検証をしなくてはいけませんので、現在の場所の機能の状況、またそういったことも踏まえて、今すぐ移転ができないものですから、とりあえず代替地を確保したという、そういう事実の確認。

そして、前面にあります江川の工事の状況等について、県の土木事務所や、あるいは河川砂防課に行ってそれぞれの状況を確認して、双方へ同様な認識をということで、今後も検討して、いろんな協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 黒沼警防課長。

黒沼浩二副参事兼警防課長 要旨2の受援計画の内容についてのご質問でございましたので、お答えいたします。

どのような計画かというご質問でございましたけれども、この受援計画につきましては、平成20年の3月1日に策定させていただきました。この内容については、私どもの消防本部管内で大規模な災害が発生して、私どもの持っている消防力では対応できないという判断に至ったときに使う計画でございます。中身といたしましては、受援団体として消防本部内部の、市役所で言うような災害対策本部的なものを警防本部と言ったり、消防署内部の災害対策本部のようなものを署隊本部というようなものと言っていますけれども、そういう組織体をつくる。そういう組織体をつくったときに、それぞれ役割が定まってございます。その役割に誰が入るのかというのは、毎年人事異動がございますので、それについては毎年4月1日現在のものでつくりかえている。

では、具体的にどういうものがあるかというと、応援に来る部隊を適切に迎え入れるために、例えば一等最初に来るのが、先ほども管内で、例えば管内で発生すると、名古屋市消防局であるとか、大阪市消防局の指揮支援隊という部隊がヘリコプターでやってきます。このヘリコプターが来るところまで迎えに行くと、例えばそういう役割。それから、陸上部隊ですと、私どもの近くの進出拠点と呼んでおりますが、そういうところに、被災地に入る前に一時的に集まる場所がございます。そういうところまで迎えに行くのは誰か。そこから、今度は宿営場所というところがあるのですけれども、何日間か活動していますので、そこに案内するのは誰かとか、それから大事なところで言うと、市の災害対策本部ができますので、消防のほうからも一定の人数がそちらに行って情報共有をすると、県のほうにも似たような組織、緊急消防援助隊の受援の本部ができます。そういうところにも職員を派遣しなくてはいけないということがありますので、そういうものを明記。

実際に災害が進展していく中でどうするかということもありますので、そういうところについては、るる計画は立てていますが、最終的に災害が終結したら、最終的にもう応援は要らないよと。そういうところまで、災害の終期まで網羅的に計画されているような内容でございます。

雑駁な説明ですが、以上でございます。

金澤孝太郎議長 以上で15番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 日程第8、議案第15号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 今回この手数料の一部を改正する条例なのですが、消費税の増税、10月1日以降に伴う政令が出たということでの条例改定ということだと思うのですけれども、消防法の第11条の貯蔵所の設置の許可の申請が当管内にあった場合の手数料を変更するのだということのようなのですが、この手数料が一応条例を見ますと、全部で8段階ございます。ここに書かれているのは、1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満から、一番大きいもので危険物の40万キロリットル以上の浮き屋根式特定タンクということなのですけれども、今回の改定となる別表6の項5の中、5中というのですか、158万円を159万円、194万を195万、226万を227万と、この3段階でございます。当管内で、過去にこの申請があつて手数料が発生したもの、当管内で審査をして許可をした件数というものは教えていただけますか。それと、その規模です。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

長島予防課長。

長島史哲副参事兼予防課長 今回の手数料の改正に当たる物件は、タンクは当管内にはございませんので、この別表の6の5の項に当たるものは過去にも経験がございません。

うちの危険物の事務処理に当たる手数料になるわけですけれども、この件数というお話をありましたので、平成30年度中になりますと設置の許可、うちの管内ですと当然規模が小さいものでございますけれども、設置の許可で7件。設置を許可しますと、工事を終えて、その後消防の完成検査があるので、そちらにも手数料が発生しまして、それは30年度中でいきますと11件。あわせて使用中のものを何か一部変更するような場合、設備、施設を変更するような場合、こちらも審査の対象になりまして手数料が発生しますが、これが12件。変更の許可の後の完成検査というのが伴いまして、これも12件。工事の間に、工事で当たらない部分を使用して事業を継続したいというのがありますので、そういうときは仮使用の承認という手続がありますけれども、これも手数料が発生しまして、これは11件ございました。件数的には、以上のとおりでございます。

以上です。

[「今、規模もお願いしている」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 答弁漏れ、規模。

長島史哲副参事兼予防課長 大変失礼いたしました。規模でございますけれども、うちの管内は危険物の場合、容量がイコール危険性ではありませんので、倍数というもので危険性を判断させていただいております。この倍数のもとになる数字は、危険物の種類、品名によりまして変化しております。

すので、そういう意味で倍数でお答えさせていただければというふうに思います。

うちの危険物の施設の数なのですけれども、本年3月末現在でいきますと、危険物の施設としては480施設ございます。5倍以下で215ですので、おおむね4割程度。5倍から10倍以下で90、10倍から50倍以下で81、100倍以下で38、150倍以下で14、200倍以下で15、1,000倍以下で26、1,000倍を超えるものにつきましては1でございます。比較的危険性の低い施設になろうかと思います。

以上です。

金澤孝太郎議長 諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 ただいまお答えいただきました。当管内では、今回の条例改定に該当するようなものは、現在はないということがわかりましたが、今後この該当するような大規模な危険物の設置などが申請される予定とかというのはございますか。

金澤孝太郎議長 長島予防課長。

長島史哲副参事兼予防課長 地域性がございますので、貯蔵するということであれば、事業所といましましてはそれを当然使うというのが前提での貯蔵になりますので、当管内で現在の事業所において大量の危険物を使っている事業所というのは、今回のこの対象になるような規模のものは当然ございませんし、当然今後もこのような対象になるような大きなタンクを使うような事業所は見当たらないというふうに考えております。

以上です。

金澤孝太郎議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 ただいまの第15号に反対を述べさせていただきます。

手数料に関してなのですけれども、まず第1にこの10月1日から消費税の増税を見込んでいるというところで、まず反対をしたいと思います。消費税の増税、今国政の選挙で大争点となっておりまして、これがどう変わるかわかりません。消費税そのものが、要するに所得の低い方には大変重い税率だということで、消費税の増税に反対の立場から、今回のこの手数料の引き上げに対しても反対いたします。

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

議案第15号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

金澤孝太郎議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 日程第9、議案第16号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、議案第16号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 続きまして、日程第10、議案第17号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補

正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。よろしいですか。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

これについて質疑ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、議案第17号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

金澤孝太郎議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご参集を賜りまして、ご提案申し上げました各議案につきま

して、いずれも慎重なるご審議の上、ご決定賜りましたことを心から御礼申し上げます。

結びに、これから一層暑さの厳しい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

金澤孝太郎議長 以上をもって、令和元年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後 1時57分)

參 考 資 料

議 決 結 果 一 覧 表

令和元年7月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
15	埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例	15	7月19日	原案可決
16	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	16	7月19日	原案可決
17	令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算 (第2号)	17	7月19日	原案可決

議長 金澤 孝太郎

署名議員 市ノ川 徳宏

署名議員 渡邊光子